関税法施行令第９２条第１項第２号に掲げる税関官署の長に、同号に掲げる権限以外の権限を委任し、又は同号に掲げる権限を制限する範囲を定める掲示

令８．６．１６
掲示第１３８号

関税法施行令（昭和２９年政令第１５０号）第９２条第２項の規定に基づき、同条第１項第２号に掲げる税関官署の長に、同号に掲げる権限以外の権限を委任し、又は同号に掲げる権限を制限する範囲を次のように定めたので、同条第５項の規定により公告する。

１．関税法施行令第９２条第１項第２号に掲げる権限以外の権限を委任する範囲
別表第１中それぞれの税関官署の欄に〇印をもって示す該当事項とする。

２．関税法施行令第９２条第１項第２号に掲げる権限を制限する範囲
別表第２中それぞれの税関官署の欄に〇印をもって示す該当事項とする。

別表　第１

事項名		税関出張所	税関支署 出張所
区　分	内　容	ポートアイランド 六甲アイランド	
関税法第１章及び同法施行令第１章（総則）	法第２条の３（災害等による申請等の期限の延長）の権限のうち、次に掲げるもの ⑴令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（ただし、特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物に係る権限を除く）［注］但し書きについては、本関出張所のみ適用とする。		○
	⑵上記⑴以外の権限	○	○
関税法第３章及び同法施行令第２章（船舶及び航空機）	法第２３条第１項（外国貨物船（機）用品の積込みの承認）及び第２項（内国貨物船（機）用品の積込みの承認）の権限		○
	法第２４条第１項（船陸交通場所等の指定及び指定地外交通等の許可）中「船陸交通場所等の指定」の権限及び令第１５条第１項第４号（貨物の積卸しに際し、税関職員に提示すべき書類の指定）の権限以外の権限		○
関税法第４章及び同法施行令第３章（保税地域）	⑴　令第３６条の３第１項ただし書き（蔵入承認申請書の記載事項の一部が省略できる場合の認定）（令第５０条の２において準用する場合を含む。）の権限のうち、次に掲げるもの イ．令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（ただし、特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物に係る権限を除く）［注］但し書きについては、本関出張所のみ適用とする。		○
	ロ．上記イ以外の権限	○	○
	⑵　法第４３条の４（蔵入承認等の際の検査）（法第６１条の４において準用する場合を含む。）の権限のうち、次に掲げるもの イ．令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（ただし、特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物に係る権限を除く）［注］但し書きについては、本関出張所のみ適用とする。		○
	ロ．上記イ以外の権限	○	○
	⑶　上記⑴及び⑵以外の権限。ただし、法第３５条（税関職員		○

	の派出。ただし、令第２９条の３（許可事務派出）の規定による派出に限る。）、法第３９条（指定保税地域蔵置貨物の種類の指定）及び法第４１条（指定保税地域の取消の際の指定保税地域とみなす期間の指定）の権限は除く。		
関税法第７章及び同法施行令第６章（収容及び留置）	法第８０条（貨物の収容）及び法第８３条（収容解除）の権限		○
	法第８６条第１項（旅客等の携帯品の留置）の権限		○
	法第８７条第１項（原産地虚偽表示等貨物の留置）の権限		○
関税法第９章	法第９４条の２第３項（関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書の受理）の権限のうち、次に掲げるもの		
	⑴令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（ただし、特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物に係る権限を除く）［注］但し書きについては、本関出張所のみ適用とする。		○
	⑵上記⑴以外の権限	○	○
関税法第９章及び同法施行令第８章（雑則）	法第１０１条第２項（保税地域の休止による手数料の免除）の権限のうち、次に掲げるもの		
	⑴令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（ただし、特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物に係る権限を除く）［注］但し書きについては、本関出張所のみ適用とする。		○
	⑵上記⑴以外の権限	○	○
	法第１０１条第３項（不開港出入手数料の軽減、免除）		○
	法第１０２条の２並びに手数料令第１３条の２（災害等による許可に係る手数料等の還付又は免除）及び同令第１３条の３（災害等による証明書類の交付に係る手数料の還付又は免除）の権限のうち、次に掲げるもの		
	⑴令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（ただし、特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物に係る権限を除く）［注］但し書きについては、本関出張所のみ適用とする。		○
	⑵上記⑴以外の権限	○	○
	法第１０２条の２及び手数料令第１３条の４（災害等による保税地域の許可手数料等の還付、軽減又は免除）の権限		○
	法第１０６条（特別の場合における税関長の権限）の権限		○
関税法第１０章（罰則）	法第１１８条第５項（犯則貨物の保税地域搬入期間の指定）の権限		○
関税法第１１章及び同法施行令第９章（犯則事件の調査及び処分）	法第１３３条第２項（領置物件及び差押物件の公売等）及び同条第３項（随意契約による売却、廃棄）の権限以外の権限		○

関税法定率法及び同法施行令	⑴　令第６条の３第２項ただし書き（承認工場の承認申請に際し添付図面を省略することのできる場合の認定）（令第４９条及び令第５３条第４項において準用含む。）の権限		○
	⑵　法第１３条第４項（製造用原料品等と同種の他の原料品との混合使用の承認）（法第１９条第２項において準用する場合を含む。）の権限		○
	⑶　令第８条第２項（混用承認申請を一括して行うことができる場合の認定及び記載事項の一部を省略することができる場合の認定）（令第４９条において準用する場合を含む。）の権限		○
	⑷　法第１３条第５項（製造用原料品等による製造終了届の受理及び検査）（法第１９条第２項において準用する場合を含む。）の権限		○
	⑸　令第９条第２項（製造終了の届出の際、検査を行う承認工場の指定、及び届出の際、検査を行う承認工場以外の承認工場について検査時期の指定）（令第４９条において準用する場合を含む。）及び同条第３項（製造用原料品等による製造終了の際の製品検査書の交付）（令第４９条において準用する場合を含む。）の権限		○
	⑹　令第５０条（製造終了の届出を輸出申告税関にすることの承認）の権限		○
	⑺　法第１３条第６項ただし書き（製造用原料品等の用途外使用の承認）（法第１９条第２項において準用する場合を含む。）及び同条第７項ただし書き（製造用原料品等又はその製品の滅却の承認）（法第１９条第２項において準用する場合を含む。）の権限		○
	⑻　令第１１条の２第１項（製造用原料品の譲渡の届出の受理）（令第４９条及び令第６１条において準用する場合を含む。）の権限		○
	⑼　令第１２条第２項（製造用原料品等の承認工場に備える帳簿の記載事項の一部を省略することができる場合の認定）（令第４９条及び令第５３条第４項において準用する場合を含む。）の権限		○
	⑽　令第４７条第１項の表第８号（輸出貨物の製造用原料品等の承認）の権限		○
	⑾　令第５４条の２第１項、第３項（内貨原料品による製品を輸出する場合における提出書類の確認）の権限		○
	⑿　法第１９条の２第２項、同条第３項及び同条第４項（課税原料品等を保税工場又は総合保税地域へ入れることの承認、及び課税原料品に係る関税の払戻し、減額又は控除）の権限		○
	⒀　令第５４条の８第２項及び同条第３項（課税原料品による製造報告書の確認及び還付）（令第５４条の１０及び令第５４条の１１において準用する場合を含む。）の権限		○
	⒁　令第５４条の１２（課税原料品に係る保税作業開始の届出書の受理並びに書面でする必要がない場合の認定）の権限		○
	⒂　令第５６条第１項及び同条第２項（違約品等保税地域搬入届の受理）（令第５６条の３及び令５６条の４において準用する場合を含む。）の権限		○
	⒃　令第１４条（別送する携帯品又は引越荷物の確認及び申告書の還付）、令第２６条（特定用途免税貨物の用途外使用の確認）、令第３０条（外交官貨物等の用途外使用の確認）、令第３７条（再輸出免税貨物の用途外使用の確認）、令第３８条（再輸出免税貨物の亡失、滅却の確認）（令第４１条において準用する場合を含む。）、令第６０条第１項（使用状況の報告請求）、法第２０条の２第２項（軽減税率適用貨物の用途外使用の承認（令第６１条第１項において準用する場合を含む。）及び法第２０条の３第１項（関税の軽減、免除等を受けた物品の転用の承認）の権限		○
	⒄　上記⑴から⒃以外の権限（法第９条の２第１項（製造用原料品による製造工場の承認）、令第３３条第６項（学校等給食用脱脂粉乳についての業務報告書の徴集）、令第３３条第８項（配合飼料製造用脱脂粉乳等についての業務報告書の徴集）及び令第３３条第１３項（でん粉糖等製造用でん粉についての業務報告書の徴集）の権限を除く）のうち、次に掲げるもの		
	イ．令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者		○

	に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（ただし、特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物に係る権限を除く）［注］但し書きについては、本関出張所のみ適用とする。 ロ．上記イ以外の権限	○	○
関税暫定措置法及び同法施行令	⑴　令第１０条（令第３３条第４項において準用する場合を含む。）及び令第３３条第１１項（使用状況報告書又は業務報告書の徴集）、令第３６条（亡失届、滅却届の受理）、法第１０条ただし書き（用途外使用の承認）、法第１２条（用途外使用する場合の転用の承認）に規定する権限 ⑵　令第３３条の４第２項ただし書き（承認工場の承認申請に際し添付図面を省略することのできる場合の認定）の権限 ⑶　法第９条の２第４項（製造用原料品等と同種の他の原料品との混合使用の承認）の権限 ⑷　令第３３条の６第２項（混用承認申請を一括して行うことができる場合の認定、及び、一括申請に際し記載事項の一部を省略することができる場合の認定）の権限 ⑸　法第９条の２第５項（製造用原料品等による製造終了届の受理及び検査）の権限 ⑹　令第３３条の７第２項（製造終了の届出の際、検査を行う承認工場の指定、及び、届出の際、検査を行う承認工場以外の承認工場について検査時期の指定）及び同条第３項（製造用原料品等による製造終了の際の製品検査書の交付）の権限 ⑺　法第９条の２第６項ただし書き（製造用原料品等の用途外使用の承認）の権限 ⑻　法第９条の２第７項ただし書き（製造用原料品等又はその製品の災害その他やむを得ない事由による亡失の認定、及び、製造用原料品等又はその製品の滅却の承認）の権限 ⑼　令第３３条の１０第１項（製造用原料品の譲渡の場合の届出の受理）の権限 ⑽　令第３３条の１１第２項（製造用原料品等の承認工場に備える帳簿の記載事項の一部を省略することができる場合の認定）の権限 ⑾　上記⑴から⑽以外の権限（ただし、法第９条の２第１項（製造用原料品による製造工場の承認）、令第３３条第６項（学校等給食用脱脂粉乳についての業務報告書の徴集）、令第３３条第８項（配合飼料製造用脱脂粉乳等についての業務報告書の徴集）及び令第３３条第１３項（でん粉糖等製造用でん粉についての業務報告書の徴集）の権限を除く）のうち、次に掲げるもの イ．令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（ただし、特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物に係る権限を除く）［注］但し書きについては、本関出張所のみ適用とする。 ロ．上記イ以外の権限	○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第６条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律及び同法施行令	⑴　法第８条ただし書き（輸入物品の天災その他やむを得ない事由による滅失の承認）の権限 ⑵　法第１１条第１項（関税免税物品の譲渡の許可）、法第１１条第３項（犯則事件の調査及び処分）、法第１２条第１項（免税物品の譲渡の許可）、法第１２条第４項（譲受の許可を受けない免税物品の保税地域への搬入命令）、法第１４条第１項（収容物件又は留置物件の引渡し）及び法第１４条第２項（領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件の引渡し）の権限 ⑶　上記⑴及び⑵以外の権限（法第１０条第１項（関税免税物品による製造を行う倉庫又は工場の承認）、法第１０条第２項（関税法第３５条（税関職員の派出。ただし、令第２９条の３（許可事務派出）の規定による派出に限る。）及び法第		○ ○

	１１条第３項（関税法第１１章（犯則事件の調査及び処分）中同法第１３３条第２項（領置物件及び差押物件の公売等）及び第３項（随意契約による売却）の権限に限る。）の権限を除く）のうち、次に掲げるもの イ．令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（ただし、特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物に係る権限を除く）［注］但し書きについては、本関出張所のみ適用とする。		○
	ロ．上記イ以外の権限	○	○
日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律及び同法施行令	法第３条第１項（免税資材等の製造を行う工場の承認）及び法第３条第２項（関税法第３５条（税関職員の派出。ただし、令第２９条の３（許可事務派出）の規定による派出に限る。）において準用する場合に限る。）以外の権限で次に掲げるもの ⑴　法第２条第１項（資材等又は製品の引渡期間の指定）及び同条第１項第１号（資材等又は製品の天災その他やむを得ない事由による滅失の承認）の権限		○
	⑵　法第４条（免税輸入資材等の譲受の許可）の権限		○
	⑶　上記⑴及び⑵以外の権限（法第３条第１項（免税資材等の製造を行う工場の承認）及び法第３条第２項（関税法第３５条（税関職員の派出。ただし、令第２９条の３（許可事務派出）の規定による派出に限る。）において準用する場合に限る。）の権限を除く）のうち、次に掲げるもの イ．令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（ただし、特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物に係る権限を除く）［注］但し書きについては、本関出張所のみ適用とする。		○
	ロ．上記イ以外の権限	○	○
自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律及び同法施行令	⑴　法第４条（譲渡、用途外使用等による免税車両等に係る輸入税の徴収）、法第５条第２項（損傷による免税車両等の滅却承認）、令第５条第２項（居住者の運転の承認）及び令第６条第３項（免税車両等の使用状況の報告請求）の権限		○
	⑵　上記⑴以外の権限のうち、次に掲げるもの イ．令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（ただし、特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物に係る権限を除く）［注］但し書きについては、本関出張所のみ適用とする。		○
	ロ．上記イ以外の権限	○	○
コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条	⑴　令第２条（積卸コンテナー一覧表の受理（関税法第６７条の規定に基づく輸出又は輸入の口頭申告を含む。））の権限		○
	⑵　法第３条（コンテナー等の免税に際し担保を提供させる場合の認定）の権限		○
	⑶　令第４条（免税コンテナー部分品の使用の届出の受理）の権限		○

約（ＴＩＲ条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律及び同法施行令	⑷　法第４条（免税コンテナー等の用途外使用の制限）の権限		○
	⑸　法第５条第２項（免税コンテナー等の災害その他やむを得ない事由による亡失の認定、免税コンテナー等の滅却の承認）の権限		○
	⑹　令第７条（用途外使用する免税コンテナー等の変質損傷減税する場合の検査）の権限		○
	⑺　令第８条第２項（免税コンテナー等に係る記載事項の一部を省略させる場合の認定）の権限		○
	⑻　法第６条第２項（免税コンテナー等の記帳事項に係る報告の徴取）の権限		○
	⑼　令第１０条（免税コンテナーの差押届の受理）の権限		○
	⑽　令第１３条（ＴＩＲカルネの下で行われる運送の場合における貨物及びコンテナーの検査及び封印）の権限		○
	⑾　法第１３条（コンテナーの承認）の権限		○
	⑿　令第１８条第３項（コンテナー承認板に係る記載事項の報告の徴取）の権限		○
	⒀　法第２０条（犯則事件の調査及び処分）の権限		○
	⒁　上記⑴から⒀以外の権限（法第１４条第２項（設計形式によるコンテナーの承認）、令第１２条（国産コンテナー等の確認）及び法第２０条（関税法第１１章（犯則事件の調査及び処分）中法第１３３条第２項（領置物件及び差押物件の公売等）及び同条第３項（随意契約による売却）の権限に限る。）の権限を除く）のうち、次に掲げるのもの）		
	イ．令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（ただし、特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物に係る権限を除く）［注］但し書きについては、本関出張所のみ適用とする。		○
	ロ．上記イ以外の権限	○	○

別表　第２

事　　項　　名		税関出張所	税関支署出張所
区　分	内　　容	ポートアイランド 六甲アイランド	
関税法及び同法施行令	法第７条（申告）第１項、法第７条の４（期限後特例申告）第１項及び法第７条の１４（修正申告）第１項の権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）	○	
	令第４条（輸入申告に併せて行う関税の税額等の申告）第２項の権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）	○	
	令第４条（輸入申告に併せて行う関税の税額等の申告）第３項の権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）	○	
	令第４条（輸入申告に併せて行う関税の税額などの申告）第４項の権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）	○	
	令第４条（輸入申告に併せて行う関税の税額等の申告）第５項の権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送	○	

	事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）			
	法第７条（申告）第３項の権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）	○		
	令第４条の１６（修正申告の手続）第２項の権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）	○		
	法第７条の１５（更正の請求）第１項の権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）	○		
	法第７条の１５（更正の請求）第２項の権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）	○		
	法第７条の１５（更正の請求）第２項及び同法第７条の１６（更正及び決定）第４項の権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）	○		
	法第７条の１６（更正及び決定）第２項の権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入	○		

	者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く） 法第７条の１７（輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額などの通知）の権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）	○		
	法第８条第１項から第３項の権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）	○		
	法第８条第４項の権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）	○		
	法第９条の２（納期限の延長）第１項から第３項の権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）	○		
	法第９条の３（納税の告知）及び令第７条の２（納税の告知の手続）の権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）	○		
	法第９条の１１（担保）の権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委	○		

	託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）			
	令第８条（担保として提供した国債等の価額）の権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）	○		
	__令第８条の２（担保の提供の手続）第１項の権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）	○		
	__令第８条の２（担保の提供の手続）第３項の権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）	○		
	令第８条の２（担保の提供の手続）第４項の権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）	○		
	令第８条の３（増担保又は保証人の変更等）第１項の権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）	○		
	令第８条の３（増担保又は保証人の変更等）第３項の権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を	○		

	除く） __令第８条の４（担保の解除）の権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）	○		
	法第１０条（担保を提供した場合の充当又は徴収）第１項及び令第８条の５（金銭担保による納付の手続）第１項の権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）	○		
	法第１０条（担保を提供した場合の充当又は徴収）第２項の権限（担保を提供した者の財産及び保証人に対する滞納処分の執行に係る権限を除く）のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）	○		
	法第１０条の２（徴収の引継ぎ）第１項の権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）	○		
	法第１２条（延滞税）第６項及び令第９条（延滞税の免除の手続等）の権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）	○		
	法第１２条（延滞税）第７項及び第８項の権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特	○		

	定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）			
	法第１２条（延滞税）第７項ただし書きの権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）	○		
	法第１２条の２（過少申告加算税）第３項第１号の権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）	○		
	法第１２条の２（過少申告加算税）第１項及び第４項の権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）	○		
	法第１２条の３（無申告加算税）第１項ただし書き及び第４項の権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）	○		
	法第１２条の３（無申告加算税）第１項、第５項及び第６項の権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）	○		
	法第１３条（還付及び充当）第１項の権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出	○		

	者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）			
	法第１３条（還付及び充当）第７項並びに令第１０条（過誤納金の充当の手続）第１項第１号及び第２号の権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）	○		
	令第１０条（過誤納金の充当の手続）第２項の権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）	○		
	法第１３条の２（過大な払戻し等に係る関税額の徴収）の権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）	○		
	法第４３条の３（保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認）、法第６１条の４（保税蔵置場についての規定の準用）及び法第６２条の１０（指定保税地域に外国貨物を置くことの承認）の権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）	○		
	法第４３条の３（承認を受けずに外国貨物を置くことができる期間の指定）の権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）	○		
	第６２条の３（保税蔵置場に入れる外国貨物に係る手続）第１項の権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送	○		

	につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）			
	第６２条の３（保税蔵置場に入れる外国貨物に係る手続）第２項の権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）	○		
	第６２条の３（保税蔵置場に入れる外国貨物に係る手続）第３項の権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）	○		
	法第６２条の４第１項（販売用貨物等の蔵置場所の制限及び販売用貨物等の使用状況の報告の徴集）及び令第５１条の５第１項（販売貨物等の蔵置場所を制限した場合の書面の交付）（令第５１条の１５において準用する場合を含む。）の権限	○		
	法第６２条の５（保税展示場外における使用の許可）の権限	○		
	法第６３条（保税運送）の権限	○		
	令第５３条の３（運送目録の提出を要しない保税運送場所の指定）の権限	○		○
	法第６３条の３第１項（特定保税運送者承認申請書の受理）及び令第５５条の５第３項（特定保税運送者承認申請書の届出について書類の添付の必要がないことの認定）の権限	○		
	法第６３条の５（特定保税運送者が定めた規則等に関する改善措置）の権限	○		
	法第６３条の８の２（特定保税運送者の承認の承継）の権限	○		
	法第６３条の９第１項（郵便物の保税運送届出書の受理）の権限	○		
	法第６４条（難破貨物等の運送）の権限	○		
	法第６５条第１項ただし書き並びに同条第２項並びに法第６５の２第１項ただし書き（運送貨物の災害その他やむを得ない事情による亡失の認定、または、運送貨物（輸出許可済み貨物を除く。）の滅却承認）並びに法第６５条第４項及び法第６５条の２第３項（運送貨物の到着までに亡失した場合の届出の受理）の権限	○		
	法第６６条（内国貨物の運送）の権限	○		
	法第６７条（輸出又は輸入の許可）の権限のうち、本邦に入出国する旅客又は船舶若しくは航空機の乗組員が携帯する貨物又は別送して輸出入する貨物及び船長、機長又は入出国	○		

	者に託して輸出入される貨物に係る権限並びに令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）			
	法第６８条の２（貨物の検査に係る権限の委任）の権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）	○		
	令第５８条（輸出申告の手続）ただし書き、令第５９条（輸入申告の手続）第１項及び令第６５条の権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）	○		
	法第６７条の４（輸出の許可の取消し）の権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）	○		
	法第６８条（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）及び法第７５条の権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）	○		
	令第６１条（輸出申告または輸入申告の内容を確認するための書類など）第３項ただし書き及び第５項ただし書きの権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者	○		

	が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）			
	令第６１条（輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類等）第４項の権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）	○		
	令第６１条（輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類等）第６項の権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）	○		
	法第６９条第１項（検査場所の指定）の権限。ただし、支署管内にあっては、旅客又は乗組員の携帯品を検査するため、当該本船を検査場所として指定する場合を除く。	○	○	
	法第６９条（貨物の検査場所）第２項及び法第７５条の権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）	○		
	法第６９条の２（輸出してはならない貨物）及び法第６９条の１１（輸入してはならない貨物）の規定に係る権限（ただし、法第６９条の２第１項第３号（特許権等侵害物品）及び同項第４号（不正競争防止法に掲げる行為の組成物品）並びに法第６９条の１１第１項第９号（特許権等侵害物品）、同項第９号の２（意匠権等侵害物品）及び同項第１０号（不正競争防止法に掲げる行為の組成物品）に規定する物品に係る権限を除く。）。	○	○	
	法第７０条（証明又は確認）第１項及び法第７５条の権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）	○		
	法第７０条（証明又は確認）第２項の権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所	○		

	在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）		
	法第７１条（原産地を偽った表示等がされている貨物の輸入）第２項の権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）	○	
	法第７３条（輸入の許可前における貨物の引取り）第１項の権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）	○	
	令第８７条（届出を必要とする開庁時間外の事務等）第１項第３号（法第６１条第１項（保税工場外における保税作業）（法第６２条の１５において準用する場合を含む。）に規定する許可に係る事務）、同項第３号の２（法第６２条の３第１項（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）に規定する承認及び法第６２条の５（保税展示場外における使用の許可）（法第６２条の１５において準用する場合を含む。）に規定する許可に係る事務）及び同項第４号（法第６３条第１項（保税運送）又は法第６６条第１項（内国貨物の運送）の規定による承認に係る事務）の権限	○	
	法第９８条（開庁時間外の事務の執行の求め）第１項（法第４３条の３第１項、法第６１条の４又は法第６２条の１０に規定する承認に係る事務）の権限のうち、令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）に係る権限（特定輸出者、特定委託輸出者、特定製造貨物輸出者、特例輸入者及び特例委託輸入者が行う通関手続に係る貨物を除く）	○	